

預金保険法第80条に基づく「業務 及び財産の状況等」に関する報告書

平成14年4月23日

宮城県中央信用組合

金融整理管財人

目 次

頁

I. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
・ 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
・ 経営破綻に至った経緯	1
・ 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
・ 資本の状況	2
・ 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
・ 投資有価証券	4
・ 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
・ 早期譲渡	6
・ 優良な顧客基盤・資産の維持	6
・ 経費の削減	6
・ 地域金融機能の維持	6
・ 内部管理体制の整備	6
・ 責任追求体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年11月9日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行ないました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月9日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事、刑事上の責任の有無等の調査も続けており、これらにつきましても、後日、明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年9月に、仙台市における商工業者らが中心になって設立され、その後二度の合併を経て、仙台市を主要事業基盤に、宮城県一円を事業区域として事業活動を展開し、組合員である中小零細事業者等の金融の円滑化、地域住民の繁栄、地域経済の発展に寄与すべく事業の展開を図ってまいりました。

仙台市内における預貸金のシェアは約0.5%を占めております。

経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進んだことに伴う多額の償却・引当の必要等から、前年に引き続き、平成13年3月期決算においても当期利益が赤字となりました。

その後も地価の下落や株価の低迷が続き、また、当組合の大口債務者が倒産したこと等から、平成13年8月末を基準日として月次決算を実施したところ大幅な債務超過となりました（債務超過額：▲287百万円）。

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

破綻に至った要因

地価の下落や株価の低迷があったものの、融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また、優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実行出来なかつたことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

資本の状況

当組合は、平成12年3月期において、多額の償却・引当が必要となったこと等から、当期利益が赤字となり、自己資本比率も3.68%に低下したため、平成12年5月29日に金融監督庁（現金融庁）より、協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく早期是正措置命令（第一区分）を受け、同年6月12日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

しかしながら、平成13年3月期においても、引き続き多額の償却・引当が必要になったこと等により、前年同様、当期利益が赤字となり、自己資本比率も2.39%まで低下し、同計画との間に大幅な乖離が生じてしまいました。

自己資本回復の断念

そこで、当組合では、①関係機関への支援要請、②有力取引先への出資要請、③店舗の統廃合、④人員の大幅な削減、⑤事務の合理化等を内容とする経営改善計画の修正を検討してまいりましたが、①及び②とも不調に終わり、経営基盤の安定を図ることができない中、当組合の大口債務者が倒産し、また、株価の低迷や地価の下落も依然として続いたため、平成13年8月末を基準日として自己査定及び償却・引当等を行った結果、287百万円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、当該債務超過を早期に解消する有効な経営改善策もないことから、当組合を取り巻く金融経済情勢、経営環境や当組合の財務状況等を勘案した結果、当組合の財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年11月9日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である仙台市の建設業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：9店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	27,161	100.0	26,484	100.0	26,174	100.0	24,696	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	13,942	51.3	13,807	52.1	13,585	51.9	12,355	50.0	29,059	67.7
うち個人	13,219	48.7	12,677	47.9	12,589	48.1	12,341	50.0	13,325	31.0
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれております。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への営業活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：9店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	36,845	100.0	35,058	100.0	35,026	100.0	33,749	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	29,245	79.4	28,646	81.7	28,740	82.1	27,928	82.8	52,367	79.7
うち法人預金	6,991	19.0	6,105	17.4	5,913	16.9	5,535	16.4	11,118	16.9
うちその他	609	1.6	306	0.9	372	1.0	284	0.8	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれております。

3. 投資等業務

・投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりました。

なお、破綻公表後、資金繰り対策として、平成14年1月末現在で、株式230百万円(簿価475百万円)、証券投資信託245百万円(簿価509百万円)、債券・外国債570百万円(簿価593百万円)、合計1,045百万円(簿価1,577百万円)を売却いたしております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	1,818	2,975	2,195	▲362
国債・地方債	13	547	47	2
社債	619	890	629	4
株式	70	191	504	▲155
その他	1,116	1,347	1,015	▲213
貸付有価証券	0	0	0	0

商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

平成13年3月末時点 (単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取 得 価 格	評 価 額	含み損益	件 数	簿 価 取 得 価 格	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	7	916	611	▲305	9	544	170
所 有 不動産	5	361	382	20	5	284	284

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位:百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	1,543	5.9	1,322	5.4	1,163	2.3
延滞債権	4,128	15.7	3,598	14.6	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	97	0.4	136	0.5	195	0.4
貸出条件緩和債権	421	1.6	771	3.1	2,239	4.5
合計	6,190	23.6	5,829	23.6	8,000	16.0

〈金融再生法の開示債権〉

(単位:百万円、%)

区分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合
破産更生債権等	2,933	10.6	3,139	12.0	3,310	6.3
危険債権	2,949	10.6	2,091	8.0	2,509	4.7
要管理債権	518	1.9	907	3.5	2,382	4.5
正常債権	21,370	76.9	19,982	76.5	44,816	84.5
合計	27,771	100.0	26,121	100.0	53,019	100.0

6. 関連会社の状況

該当ありません。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

・ 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

・ 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

・ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

・ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

・ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

・ 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡交渉を行った結果、平成14年1月18日に仙台信用金庫並びに宮城第一信用金庫との間で事業譲渡契約を締結しました。今後も、早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。

以上